

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 m ²					
1	有限会社 岡野農場 (B、C)	境港市中海干拓地 111	畑 3,011.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	9年 11か月 令和03年04月01日 令和13年02月28日	13,000 13,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市中海干拓地 112	畑 3,002.00					
			2 件 計 6,013.00					
2	足立 悟	境港市新屋町字下転松 3538-1	畑 928.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市新屋町字下転松 3538-2	畑 467.00					
		境港市新屋町字下転松 3541	畑 904.00					
			3 件 計 2,299.00					
3	足立 静紀	境港市渡町字八斗蒔 697-1	畑 998.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
			1 件 計 998.00					
4	足立 晋哉	境港市新屋町字万野 3672	畑 474.00	賃借権 普通畑	2年 11か月 令和03年04月01日 令和06年02月29日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
			1 件 計 474.00					
5	足立 雅博	境港市渡町字松才 613	畑 1,173.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
			1 件 計 1,173.00					

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
6	足立 実	境港市外江町字寺田外堀 1475-1	畑 364.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市竹内町字狐山野地 2194-1	畑 440.00					
		境港市竹内町字狐山野地 2195-1	畑 540.00 (内450.00)					
		境港市竹内町字狐山野地 2200-1	畑 540.00 (内450.00)					
		4 件 計 1,884.00 (内1,704.00)						
7	足立 雪人	境港市小篠津町字茶苑畑 5562	畑 996.00 1 件 計 996.00	賃借権 普通畑	2年 11か月 令和03年04月01日 令和06年02月29日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
8	足立 雪人	境港市小篠津町字馬分 5746	畑 552.00 1 件 計 552.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
9	安部 茂雄	境港市中野町字南原 5718	畑 2,085.00 1 件 計 2,085.00	賃借権 普通畑	0年 11か月 令和03年04月01日 令和04年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
10	安部 茂雄	境港市芝町字芝ノ前 258-1	畑 450.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市芝町字芝ノ前 259-1	畑 603.00					
		境港市中野町字南原 5724	畑 457.00					
		境港市渡町字小沢 802	畑 684.00					
		境港市渡町字小沢 814-1	畑 311.00					
		境港市渡町字小沢 814-2	畑 310.00					
		境港市渡町字小沢 815-3	畑 372.00					

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
11	阿部 伸一	境港市新屋町字一ツ家 1213	畑 307.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市新屋町字一ツ家 1214	畑 228.00					
		境港市新屋町字一ツ家 1215	畑 274.00					
		境港市新屋町字堀ノ内 4012	畑 667.00					
		4 件 計 1,476.00						
12	井上 善人	境港市小篠津町字茶苑畑 5528	畑 517.00	賃借権 普通畑	2年 11か月 令和03年04月01日 令和06年02月29日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		1 件 計 517.00						
13	井上 善人	境港市小篠津町字小藪 5952	畑 619.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市新屋町字松中 3459-5	畑 563.00					
14	今村 克範	境港市中野町字生姜堀 1640	畑 869.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		1 件 計 869.00						
15	岩田 成人	境港市森岡町字樋上 472	畑 1,110.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		1 件 計 1,110.00						
16	岡 為夫	境港市新屋町字大原 3875	畑 297.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		1 件 計 297.00						

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
17	門脇 博子	境港市中野町字深見 2388 境港市中野町字深見 2388-1	畑 1,036.00 畑 33.00 2 件 計 1,069.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
18	門脇 良二	境港市渡町字野山西 2830-1	畑 939.00 1 件 計 939.00	賃借権 普通畑	2年 11か月 令和03年04月01日 令和06年02月29日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
19	株式会社 とりねぎ	境港市竹内町字又兵衛堀 2661-1	畑 836.00 1 件 計 836.00	賃借権 普通畑	0年 11か月 令和03年04月01日 令和04年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
20	株式会社 とりねぎ	境港市外江町字下水田西 1422-3 境港市外江町字下水田西 1448-5 境港市竹内町字橋ノ向 2367	畑 425.00 畑 891.00 畑 833.00 3 件 計 2,149.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
21	株式会社 葱屋KAJITANI (B)	境港市渡町字松才 617-2	畑 786.00 1 件 計 786.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
22	株式会社 葱屋KAJITANI (B)	境港市三軒屋町字下中通 5685 境港市森岡町字上道 789 境港市森岡町字丙 1287-1	畑 1,142.00 畑 353.00 畑 1,476.00 3 件 計 2,971.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	9年 11か月 令和03年04月01日 令和13年02月28日	10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
23	河岡農園 株式会社 (B、C)	境港市三軒屋町字五ヶ村樋 5548	畑 594.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市小篠津町字稚児畑 5770	畑 1,646.00 (内1,546.00)	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市森岡町字樋下 470-1	畑 1,191.00	賃借権 普通畑		10,000		
		3 件 計 3,431.00 (内3,331.00)						
24	河岡農園 株式会社 (B、C)	境港市新屋町字神内後 3595	畑 607.00	賃借権 普通畑	9年 11か月 令和03年04月01日 令和13年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市新屋町字神内後 3596	畑 204.00	賃借権 普通畑		10,000		
		2 件 計 811.00						
25	菅野 静也	境港市渡町字亀ヶ坪 831	畑 1,068.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		境港市渡町字亀ヶ坪 832	畑 1,059.00	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市渡町字亀ヶ坪 834	畑 1,157.00	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市渡町字小沢 774-1	畑 880.00	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市渡町字上大曾根 851-6	畑 339.00	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市渡町字上大曾根 854-1	畑 1,152.00	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市渡町字上大曾根 858-3	畑 1,107.00	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市渡町字中大曾根 1563	畑 1,269.00	賃借権 普通畑		10,000		
		境港市渡町字中大曾根 1566	畑 1,269.00	賃借権 普通畑		10,000		
				9 件 計 9,300.00				
26	木村 恵美子	境港市小篠津町字的場 5619	畑 1,381.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
		1 件 計 1,381.00						

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
27	熊野 泉	境港市小篠津町字茶苑畑 5555	畑 833.00 1 件 計 833.00	使用貸借 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	0	—	—
28	コーワ建設 有限会社	境港市高松町字宮ノ前 810 境港市高松町字宮ノ前 820 境港市高松町字夕顔畑 988 境港市高松町字夕顔畑 998 境港市新屋町字越舞 3504-1 境港市新屋町字越舞 3504-2 境港市新屋町字北荒山 3814 境港市新屋町字堀ノ内 4016	畑 466.00 畑 571.00 畑 614.00 畑 796.00 畑 2,701.00 畑 154.00 畑 3,866.00 畑 1,020.00 8 件 計 10,188.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
29	コーワ建設 有限会社	境港市新屋町字竹島 2223	畑 786.00 1 件 計 786.00	賃借権 普通畑	9年 11か月 令和03年04月01日 令和13年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
30	佐久川 武志	境港市森岡町字大見山 1232-1 境港市森岡町字大見山 1233-1 境港市森岡町字大見山 1233-2 境港市森岡町字大見山 1233-3 境港市森岡町字大上 1359-1 境港市森岡町字大上 1359-2 境港市竹内町字藪田原 2446-1	畑 2,457.00 畑 337.00 畑 390.00 畑 292.00 (内130.00) 畑 990.00 畑 1,969.00 畑 451.00 7 件 計 6,886.00 (内6,724.00)	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
31	佐久川 武志	境港市竹内町字藪田原 2445-1	畑 645.00 1 件 計 645.00	賃借権 普通畑	9年 11か月 令和03年04月01日 令和13年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
32	真栄 好明	境港市竹内町字狐山野地 2213-1 境港市福定町字橋本原 908-1 境港市福定町字橋本原 909-1 境港市福定町字橋本原 910-1	畑 611.00 畑 698.00 畑 685.00 畑 671.00 4 件 計 2,665.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
33	角 安栄	境港市森岡町字甲 187 境港市森岡町字甲 188	畑 509.00 畑 502.00 2 件 計 1,011.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	9年 11か月 令和03年04月01日 令和13年02月28日	10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
34	角 朗兒	境港市小篠津町字大藪 5862	畑 465.00 1 件 計 465.00	賃借権 普通畑	9年 11か月 令和03年04月01日 令和13年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
35	武永 広正	境港市小篠津町字下中曾根 5829	畑 563.00 1 件 計 563.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
36	竹谷 潤一	境港市芝町字芝ノ前 256-1	畑 391.00 1 件 計 391.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
37	寺下 祐也	境港市芝町字勝負所 32	畑 988.00 1 件 計 988.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
38	永井 明義	境港市小篠津町字下松中ノ一 5672	畑 1,018.00 1 件 計 1,018.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
39	新納 裕喜子	境港市小篠津町字的場 5607	畑 513.00 1 件 計 513.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
40	松岡 友幸	境港市高松町字境目 680-2 境港市高松町字境目 680-3 境港市高松町字境目 681-1 境港市高松町字境目 682	畑 201.00 畑 135.00 畑 128.00 畑 201.00 4 件 計 665.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
41	松本 行彦	境港市渡町字曲畑 2777-1 境港市渡町字曲畑 2777-2 境港市渡町字中藪 3408-1 境港市渡町字中藪 3408-2 境港市渡町字中藪 3408-3 境港市渡町字中藪 3408-4 境港市渡町字中藪 3410 境港市渡町字中藪 3411 境港市渡町字深田 1972-1 境港市渡町字深田 1973-1	畑 833.00 畑 494.00 畑 420.00 畑 256.00 畑 420.00 畑 255.00 畑 1,674.00 畑 1,187.00 畑 1,603.00 畑 560.00 10 件 計 7,702.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
42	松本 朗治	境港市小篠津町字馬分 5751	畑 1,377.00 1 件 計 1,377.00	賃借権 普通畑	2年 11か月 令和03年04月01日 令和06年02月29日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
43	松本 朗治	境港市小篠津町字下原 5727 境港市小篠津町字鬼ヶ沢 5906 境港市小篠津町字鬼ヶ沢 5913	畑 1,207.00 畑 1,678.00 (内1,378.00) 畑 878.00 3 件 計 3,763.00 (内3,463.00)	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
44	都田 修二	境港市中野町字上柳田 2316	畑 489.00 1 件 計 489.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
45	武良 好美	境港市新屋町字北原 4007	畑 975.00 1 件 計 975.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
46	山崎 泰彰	境港市三軒屋町字北神田 5485 境港市竹内町字狐山野地 2211 境港市竹内町字狐山野地 2212	畑 899.00 畑 674.00 畑 677.00 3 件 計 2,250.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 ㎡					
47	渡部 克治	境港市中野町字中原 2526	畑 522.00 1 件 計 522.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
48	渡部 秀次	境港市森岡町字己 1343-1 境港市渡町字中道 1478-2 境港市渡町字北神田 3510 境港市渡町字北神田 3511-1	畑 1,220.00 畑 386.00 畑 1,192.00 畑 1,219.00 (内1,000.00) 4 件 計 4,017.00 (内3,798.00)	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—
49	渡部 卓郎	境港市福定町字橋本原 904-1 境港市福定町字橋本原 905-1 境港市福定町字橋本原 906-1 境港市福定町字橋本原 907-1	畑 767.00 畑 741.00 畑 728.00 畑 711.00 4 件 計 2,947.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和03年04月01日 令和08年02月28日	10,000 10,000 10,000 10,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の口 座に振込む	—

- 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。
 - 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
 - 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体の定款等に変更がない場合。
 - 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。
- 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」とい）等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地ることができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。